



あこう
中小企業者

応援

給付金

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている中小企業者を**応援**します！！

給付金 一律 10万円

さらに 家賃支援 5万円加算

※給付金(家賃支援含む)は課税対象となります。
※給付は1事業者につき1回限りです。

1. 申請期間

令和2年6月30日(火)～9月30日(水) 午前9時から午後4時まで

(土日祝日を除く)

▼郵送での提出にご協力ください！▼

【提出先】〒678-0292 赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 産業振興部 商工課

※申請期間終了まで受け付けますので、期間内に準備ができ次第申請してください。

2. 対象となる事業者 (次の要件をすべて満たす個人事業主を含む中小企業者)

- 要件1.** 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(法人及び個人)であること ※1
- 要件2.** 赤穂市内に事業所を有する中小企業者または赤穂市内に住所を有する個人事業主で、申請受付時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する意思があること
- 要件3.** 令和2年6月1日以前に開業しており、赤穂市外で開業している個人事業主は赤穂市内に住所を有していること
- 要件4.** 令和2年4月から8月までのいずれかの月の売上が新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月比で20%以上減少していること
- 要件5.** 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと
- 要件6.** 直近の確定申告を行っていること、かつ、事業収入が主たる収入であること
- 要件7.** さらに、家賃加算を申請する場合は…

店舗、事務所の所有者と賃貸借契約を締結し、賃料の支払い義務があること ※2

●みなし大企業、性風俗関連特殊営業及び類似のもの、政治団体、宗教上の組織または団体、必要な許認可等を取っていない中小企業者などは上記に関わらず対象外となります。

※1 中小企業者 (資本金または従業員数のいずれかを満たすこと。個人事業主は従業員数のみで判断)

	製造業・建設業・運輸業・ その他業種	卸売業	小売業	サービス業	ホテル・旅館
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下	200人以下

※2 家賃加算・・・事業所の所有者が3親等以内の親族又は生計を一にする者ではないこと。また、法人の場合、所有者が当該法人の役員もしくはその家族、従業員でないことが要件となります。

3. 申請に必要となる書類

①申請書（兼請求書）	赤穂市商工課で配布／赤穂市ホームページからダウンロードできます。	
②誓約書	赤穂市商工課で配布／赤穂市ホームページからダウンロードできます。	
③売上の減少が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> ●試算表 ●ご自身で記録された売上台帳や帳簿 ●確定申告の月別売上が分かるページ ●令和2年4月～8月のいずれかの月の売上と前年同月の売上が比較できる書類 	
④直近の確定申告書	【法人】 <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書別表1 ●法人事業概況説明書 	【個人】 <<白色申告の場合>> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書第1表 <<青色申告の場合>> <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書第1表 ●所得税青色申告決算書
	<<電子申告の場合は次の書類も必要です>> <ul style="list-style-type: none"> ●メール詳細（電子申請を税務署が受け付けた証明となるもの） ※メール詳細が無い場合、税務署で納税証明書（その2所得金額用）を取得してください。 <<創業間もないため、まだ一期目の確定申告の時期が来ていない事業者の場合>>	
⑤本人確認書類 【個人事業主のみ】	【法人】 <ul style="list-style-type: none"> ●法人設立（開設）届出書 	【個人】 <ul style="list-style-type: none"> ●個人事業の開業届出書
	運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証 など	
⑥振込口座確認書類	申請事業主名義の通帳、キャッシュカード等	
⑦事業所の物件の賃貸借契約書	店舗・事務所等の物件の賃貸借契約書 ※土地、駐車場、倉庫、居住専用などは対象外となります。	

※国の「持続化給付金」や兵庫県の「休業要請事業者継続支援金」を受けた場合には③④を省略し、給付通知書や支給決定通知の写しでも可能です。

4. 問い合わせ先

〒678-0292

赤穂市加里屋81番地 赤穂市役所 産業振興部 商工課

電話 0791-43-6838

FAX 0791-46-3400

午前9時～午後5時（土日祝日除く）

申請様式は・・・赤穂市ホームページでダウンロードしていただくか、
商工課窓口でお渡しします。